

証券コード 3985
2022年12月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
テモナ株式会社
代表取締役社長 佐川隼人

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただく予定ですが、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の状況やご自身の体調をご勘案のうえ、本総会当日のご来場につきまして、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等による株主総会の議決権行使をご活用ください。同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法により行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、いずれかの方法により、2022年12月22日（木曜日）午後6時30分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2022年12月23日（金曜日）午前10時（受付開始時間は午前9時30分）

2.場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 4階

TKPガーデンシティ渋谷 ホール4A

（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3.目的事項

- 報告事項**
1. 第14期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載させていただきます。
- ・法令及び当社定款第18条の規定に基づき、本招集ご通知に際し提供すべき事項のうち次に掲げる事項につきましては、本招集ご通知には記載せず、インターネット上の当社ウェブサイト（※）に掲載しております。従いまして、本招集ご通知に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告
 - 対処すべき課題
 - 株式の状況
 - 新株予約権の状況
 - 会計監査人の状況
 - 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 - 会社の支配に関する基本方針
 - 連結計算書類
 - 連結注記表
 - 計算書類
 - 個別注記表

※当社ウェブサイト <https://temona.co.jp/>

議決権行使のご案内

32頁から61頁に記載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下の3つのいずれかの方法にて議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年12月22日（木曜日）午後6時30分到着分まで

インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年12月22日（木曜日）午後6時30分入力完了分まで

- ①株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ②株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年12月23日（金曜日）午前10時(受付開始:午前9時30分)

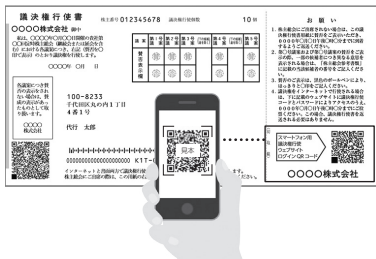
場所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号渋谷東口ビル4階
TKPガーデンシティ渋谷ホール4A
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

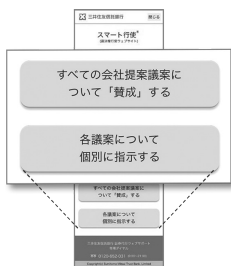
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

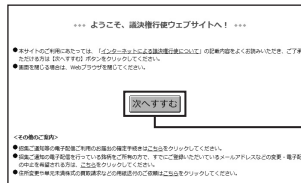
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

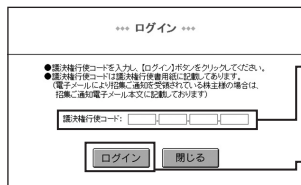
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

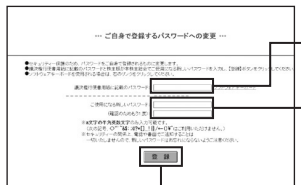
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<株主様へのお願い>

- 感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせ、書面等による議決権行使をご推奨申し上げます。
- 感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

<来場される株主様へのお願い>

- ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただき、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 当日は、会場受付において非接触型体温計にて株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場を制限させていただきます。また、体調がすぐれない株主様につきましても、同様のお願いをする場合がございます。ご了承ください。
- 感染予防のため、株主総会に出席する取締役、監査役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 会場の座席数を大幅に減らすなど、感染予防対策を講じたうえで開催いたします。そのため、定員に達した段階で入場を制限する場合がございます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 同様に、株主総会会場が使用できなくなる場合がございます。会場を変更する場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://temona.co.jp/>）にてご案内いたしますので、本株主総会前日にご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）のご用意はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、当社ウェブサイト（URL <https://temona.co.jp/>）にてお知らせします。株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が長引く中、ウクライナ危機を背景とした国際情勢の不安定化や資源価格の上昇により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの事業に関連する国内電子商取引市場は、「令和3年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）」によりますと、2021年のBtoC-EC市場規模が前年比7.35%増の20.7兆円、BtoB-EC市場規模が前年比11.3%増の372.7兆円となりました。

一方で、ECの普及率を示す指標であるEC化率（※1）は、BtoC-ECで8.78%、BtoB-ECで35.6%と増加傾向が続いており、商取引の電子化は引き続き進展していくものと見込まれます。そして近年では、人口減少などを背景に顧客獲得コストが上がり続けており、クラウド型のビジネスを始めとしたサブスクリプションビジネスの需要が高まっております。

このような経営環境のもと、当社グループは、経済環境が悪化した中でも安定した収益を確保しやすいサブスクリプションビジネスを総合的に支援し、成功させていくことが社会への貢献になると考え、新しく中期経営計画を策定いたしました。2022年9月期はその中期経営計画の初年度となり、当社グループのターゲット領域拡大のためのエンジニアへの投資や、支援領域の拡充のための人材採用といった投資を推し進め、さらなる成長に向けた事業基盤の強化を図ってまいります。

当社グループの経営成績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。そのため、比較情報については、前事業年度の数値を当該会計基準等と同様の基準で試算し（非監査）、記載しております。

当連結会計年度は、「サブスクストア」及び「たまごリピート」のサービス利用アカウント総数や流通総額が減少したものの、システムの受託開発やカスタマイズとともにWebページ制作などのサービスも拡大し、売上高は2,253,812千円（前期比12.1%増）となりました。

売上原価は、ターゲット領域拡大を推進するため外注費等の開発費用が増加し、連結子会社としたAIS株式会社及び株式会社サックルの原価も加わったことなどから、959,846千円（前期比80.8%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、事業基盤強化のための人材投資により従業員数が増加し、給料手当などの人件費が増加したことや、AIS株式会社及び株式会社サックルに対する株式取得関連費用を支出したことなどから、1,489,607千円（前期比45.9%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、営業損失195,641千円（前年同期は営業利益458,303千円）、経常損失194,390千円（前年同期は経常利益457,906千円）、親会社株主に帰属する当期純損失175,715千円（前年同期は純利益290,299千円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(a) EC支援事業

EC支援事業では、サブスクリプションビジネスに特化したECサイトを構成するシステムの提供や、サブスクリプションビジネスの運営を支援する集客、顧客対応、ロジスティクスなどに関連したサービスを提供しております。

EC支援事業におけるサービス別の業績を収益区分別に示すと次のとおりであります。なお、前述のとおり当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高に大きな影響が生じるため、以下の表においては増減額及び前期比(%)を記載せずに説明しております。

(単位：千円)

サービスの名称	収益区分	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
a	サブスクストア	リカーリング収益	376,540	15.7	398,345	20.7
		受託開発収益	151,268	6.3	136,192	7.1
		その他収益	177,072	7.4	69,400	3.6
	たまごレポート	リカーリング収益	554,741	23.1	462,510	24.1
		受託開発収益	255	0.0	—	—
		その他収益	227,305	9.5	64,998	3.4
小計		1,487,183	61.8	1,131,446	58.8	
b	決済手数料	GMV連動収益	758,496	31.5	536,775	27.9
c	その他	リカーリング収益	27,308	1.1	42,869	2.2
		受託開発収益	113,533	4.7	165,624	8.6
		その他収益	18,569	0.8	45,885	2.4
	小計		159,411	6.6	254,379	13.2
合計 (a+b+c)		2,405,091	100.0	1,922,601	100.0	

以下の説明においては、前事業年度の数値を当該会計基準等と同様の基準で試算した業績（非監査）を、比較情報として記載しております。

（単位：千円）

サービスの名称	収益区分	前事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)		当連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		増減額	増減率 (%)	
		金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)			
a	サブスクストア	リカーリング収益	339,141	16.9	398,345	20.7	59,203	17.5
		受託開発収益	151,268	7.5	136,192	7.1	△15,075	△10.0
		その他収益	114,172	5.7	69,400	3.6	△44,771	△39.2
	たまごリピート	リカーリング収益	536,981	26.7	462,510	24.1	△74,471	△13.9
		受託開発収益	255	0.0	—	—	△255	△100.0
		その他収益	104,141	5.2	64,998	3.4	△39,143	△37.6
小計		1,245,960	62.0	1,131,446	58.8	△114,514	△9.2	
b	決済手数料	GMV連動収益	606,374	30.2	536,775	27.9	△69,598	△11.5
c	その他	リカーリング収益	26,290	1.3	42,869	2.2	16,578	63.1
		受託開発収益	113,533	5.6	165,624	8.6	52,091	45.9
		その他収益	18,091	0.9	45,885	2.4	27,793	153.6
	小計		157,916	7.9	254,379	13.2	96,463	61.1
合計 (a+b+c)		2,010,251	100.0	1,922,601	100.0	△87,650	△4.4	

a. 「サブスクストア」及び「たまごリピート」のサービス利用アカウント総数は、1,030件（前期比9.6%減）となり、売上高は1,131,446千円（前期比9.2%減）となりました。

「サブスクストア」のサービス利用アカウント数は、上半期は堅調に推移したものの下半期に減少し477件（前期比2.7%減）となりましたが、上半期における収益への貢献が寄与し、通期でのリカーリング収益（※2）は398,345千円（前期比17.5%増）となりました。受託開発収益（※3）は、稼働までにかかる期間が長期化している影響で136,192千円（前期比10.0%減）となりました。また、「サブスクストア」を導入する顧客のマーケティング活動を支援するサービスの収益も減少し、その他収益は69,400千円（前期比39.2%減）となりました。

「たまごリピート」のサービス利用アカウント数は、後継サービスである「サブスクストア」に注力するため新規の販売を停止していることから553件（前期比14.8%減）となり、リカーリング収益は462,510千円（前期比13.9%減）となりました。また、オプションサービスである「チャットボット」の販売高も減少し、その他収益は64,988千円（前期比37.6%

減)となりました。

b.当社グループの提供するサービスに係る流通総額は、「サブスクストア」及び「たまごレポート」のサービス利用アカウント総数が減少したことに加えて、主に化粧品の領域で消費者の離反も続いたことなどから、1,470億円(前期比5.6%減)となりました。また、手数料率の低い決済手段の利用割合も増加したこともあり、GMV連動収益(※4)は、536,775千円(前期比11.5%減)となりました。

c.その他の売上高は、254,379千円(前期比61.1%増)となりました。

リアル店舗向けのサービスである「サブスクアット」のアカウント数(契約法人数)が148件(前期比55.8%増)となったことや、商品配送代行サービスである「テモロジ」の収益貢献が開始したことなどから、リカーリング収益は42,869千円(前期比63.1%増)となりました。また、BtoB事業者向けのサービスである「サブスクストアB2B」のカスタマイズによる収益や、「サブスクアット」に付随するWebページ制作サービスの受注も伸びたことなどから、受託開発収益は165,624千円(前期比45.9%増)となりました。

以上の結果、EC支援事業の売上高は1,922,601千円(前期比4.4%減)、セグメント損失は138,394千円となりました。

(b) エンジニアリング事業

エンジニアリング事業では、株式会社サクルにおいて、システム開発を請け負うサービスや、顧客にソフトウェアエンジニアのスキルを提供するシステムエンジニアリングサービスを提供しております。

エンジニアリング事業の売上高は380,000千円、セグメント利益は1,399千円となりました。

- ※1 EC化率 : 全ての商取引市場規模に対するEC市場規模の割合。
- ※2 リカーリング収益 : 利用した月に応じて定額で課金するサービスの収益。
- ※3 受託開発収益 : 当社のシステムのカスタマイズなど、受託開発による収益。
- ※4 GMV連動収益 : 顧客の流通総額に連動して発生する収益。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は179,788千円であり、その主なものは、自社サービスの追加開発に係るソフトウェア投資157,568千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と総額9億円の当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高は200,000千円であります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 11 期 (2019年9月期)	第 12 期 (2020年9月期)	第 13 期 (2021年9月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2022年9月期)
売 上 高(千円)	—	2,301,573	—	2,253,812
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	—	173,276	—	△194,390
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)(千円)	—	98,556	—	△175,715
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)(円)	—	9.18	—	△16.50
総 資 産(千円)	—	2,037,339	—	2,306,147
純 資 産(千円)	—	1,063,738	—	1,201,034
1株当たり純資産額(円)	—	100.51	—	110.76

(注) 1. 第11期及び第13期は連結計算書類を作成しておりませんので、記載しておりません。

2. 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 11 期 (2019年 9 月期)	第 12 期 (2020年 9 月期)	第 13 期 (2021年 9 月期)	第 14 期 (当事業年度) (2022年 9 月期)
売 上 高(千円)	1,557,112	2,301,573	2,405,091	1,892,937
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	288,487	164,867	457,906	△125,920
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	195,353	96,466	290,299	△105,307
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)(円)	17.88	8.99	27.37	△9.89
総 資 産 (千円)	2,260,247	2,034,061	2,188,967	2,082,946
純 資 産 (千円)	1,528,406	1,061,648	1,361,331	1,271,441
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	138.35	100.32	127.32	117.37

(注) 当事業年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
AIS株式会社	40,000千円	100%	Web広告 Web制作受託
株式会社サックル	35,000千円	100%	システム受託開発 SES

(4) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

当社は、「サブスクで世の中を豊かに」というパーパスを掲げ、サブスクリプションビジネスを総合的に支援するサービスを提供しております。

主要な事業内容は以下の通りであります。

事業区分	事業内容
EC 支援事業	サブスクリプションビジネスに特化したECサイトを構成するシステムである「サブスクストア」「たまごリピート」「サブスクアット」「サブスクストアB2B」の提供や、サブスクリプションビジネスの運営を支援する集客、顧客対応、ロジスティクスなどに関連したサービスを提供しております。
エンジニアリング事業	株式会社サックルにおいて、システム開発を請け負うサービスや、顧客にソフトウェアエンジニアのスキルを提供するシステムエンジニアリングサービスを提供しております。

(5) 主要な事業所 (2022年9月30日現在)

① 当社

本社 : 東京都渋谷区

福岡事業所 : 福岡県福岡市

② 子会社

AIS株式会社 : 東京都豊島区

株式会社サックル : 東京都千代田区

(6) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前連結会計年度末比増減
173名 (16名)	一名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に外数で記載しております。
2. 前連結会計年度は連結計算書類を作成しておりませんので、前連結会計年度末比増減については記載しておりません。

② 当社従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
121名 (10名)	+11名 (△2名)	32.32歳	2.36年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2022年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	263,593千円
株式会社三井住友銀行	236,634
日本生命保険相互会社	100,000
株式会社三菱UFJ銀行	80,012

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐川 隼人	
取締役	本多 渉	執行役員COO
取締役	重井 孝之	執行役員CFO
取締役	小林 靖弘	株式会社アイドマ・ホールディングス社外取締役 株式会社インフォメーションクリエイティブ社外取締役 (監査等委員)
取締役	内藤 真一郎	株式会社ファインドスターグループ 代表取締役 株式会社ビジョン 社外取締役
常勤監査役	岡田 理	
監査役	五十嵐 紀代	森川法律事務所代表 株式会社東陽テクニカ 社外監査役 インフォコム株式会社 社外監査役
監査役	高松 悟	高松公認会計士・税理士事務所代表 株式会社Speee社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役小林靖弘氏及び内藤真一郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役本多渉氏及び取締役重井孝之氏は、2021年12月22日開催の第13期定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 監査役岡田理氏、五十嵐紀代氏及び高松悟氏は、社外監査役であります。
4. 監査役高松悟氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役五十嵐紀代氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名であり、沖崎真悟であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中の被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償等を補填することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は補償されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社（AIS株式会社）の取締役、監査役、執行役員及び会社法上の重要な使用人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	5名 (2)	71,520千円 (7,200)	71,520千円 (7,200)	—	—
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	10,200 (10,200)	10,200 (10,200)	—	—
合計 (うち社外役員)	8 (5)	81,720 (17,400)	81,720 (17,400)	—	—

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会に関する事項

取締役の報酬限度額は、2015年9月15日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点での取締役の員数は2名です。

なお、当該報酬限度枠とは別枠として、2019年12月20日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認をいただき、さらに、2021年12月22日開催の第13期定時株主総会において、本制度の内容の一部変更についてご承認いただきまして、現在に至るまで本制度を運用しております。当該定時株主総会終結時点での取締役（社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2017年12月22日開催の第9期定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等の額は、固定報酬と業績連動報酬で構成されております。業績連動報酬は、2019年12月20日開催の第11期定時株主総会で承認いただき、また、2021年12月22日開催の第13期定時株主総会で本制度の内容の一部変更について承認いただいた、長期業績目標の達成に応じて信託を通じて当社株式が交付される株式報酬制度であります。

取締役の固定報酬については、社外役員から構成される評価委員会を設置しており、同委員会において報酬等を審議し、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で監査役の協議にて決定しております。なお、役職ごとの方針の定めはありません。

④ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能することを目的として決定しております。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみになります。

⑤ 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬に係る指標は、下記長期業績目標のとおりであり、当該指標を選択した理由は、当社の持続的な成長に向けたインセンティブとして、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。なお、業績連動報酬額の決定は、業績目標の達成度等に応じて決定いたします。長期業績目標は営業利益の達成として4段階に分けて設定します。

I. 営業利益5億円の達成

II. 営業利益8億円の達成

III. 営業利益11億円の達成

IV. 営業利益15億円の達成

なお、上記の営業利益には、取締役、執行役員および従業員に対し付与したポイントに相当する費用を含みません。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定の方法

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、役員報酬制度及び水準並びに報酬額等であります。また、指名・報酬委員会に相当する任意の委員会として社外役員から構成される評価委員会を設置しており、同委員会において取締役の報酬等の額を審議し、取締役会に対して、その意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小林靖弘氏は、株式会社アイドマ・ホールディングスの社外取締役及び株式会社インフォメーションクリエイティブの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役内藤真一郎氏は、株式会社ファインドスターグループの代表取締役、株式会社ビジョンの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役五十嵐紀代氏は、森川法律事務所の代表、株式会社東陽テクニカの社外監査役及びインフォコム株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役高松悟氏は、高松公認会計士・税理士事務所の代表及び株式会社Speeeの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況等
取締役 小林 靖 弘	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 内 藤 真 一 郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 岡 田 理	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 五 十 嵐 紀 代	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役 高 松 悟	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,485,971	流 動 負 債	845,975
現金及び預金	994,963	買掛金	136,099
売掛金	284,393	短期借入金	300,000
その他	207,928	未払金	115,095
貸倒引当金	△1,314	1年内返済予定の長期借入金	161,966
固 定 資 産	820,176	未払法人税等	7,899
有形固定資産	69,494	その他	124,914
建物	42,181	固 定 負 債	259,137
その他	27,313	長期借入金	247,933
無形固定資産	507,397	株式給付引当金	10,325
ソフトウェア	231,523	契約負債	879
のれん	275,874	負 債 合 計	1,105,113
投資その他の資産	243,283	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	52,250	株 主 資 本	1,180,756
繰延税金資産	111,287	資 本 金	385,671
その他	81,896	資 本 剰 余 金	375,671
貸倒引当金	△2,150	利 益 剰 余 金	1,003,158
資 産 合 計	2,306,147	自 己 株 式	△583,744
		新 株 予 約 権	20,277
		純 資 産 合 計	1,201,034
		負 債 純 資 産 合 計	2,306,147

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,253,812
売上原価		959,846
売上総利益		1,293,965
販売費及び一般管理費		1,489,607
営業損失(△)		△195,641
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	113	
受取手数料	351	
助成金収入	13,817	
その他の	842	15,137
営業外費用		
支払利息	1,556	
売上債権売却損	12,329	
その他の	1	13,887
経常損失(△)		△194,390
特別損失		
投資有価証券売却損	1,500	
投資有価証券評価損	884	2,384
税金等調整前当期純損失(△)		△196,775
法人税、住民税及び事業税	4,570	
法人税等調整額	△25,630	△21,060
当期純損失(△)		△175,715
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△175,715

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	385,071	375,071	1,178,873	△583,744	1,355,271	6,059	1,361,331
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	600	600			1,200		1,200
親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)			△175,715		△175,715		△175,715
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						14,218	14,218
当期変動額合計	600	600	△175,715	-	△174,515	14,218	△160,297
当 期 末 残 高	385,671	375,671	1,003,158	△583,744	1,180,756	20,277	1,201,034

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,093,892	流動負債	700,284
現金及び預金	705,564	買掛金	78,337
売掛金	201,571	短期借入金	300,000
前払費用	98,079	1年内返済予定の長期借入金	116,630
その他	89,991	未払金	86,319
貸倒引当金	△1,314	未払費用	11,008
		未払法人税等	3,976
		前受金	84,420
		預り金	19,434
		その他	158
固定資産	989,054	固定負債	111,220
有形固定資産	50,363	長期借入金	100,016
建物	25,336	株式給付引当金	10,325
工具、器具及び備品	25,027	契約負債	879
無形固定資産	230,537	負債合計	811,505
ソフトウェア	230,537	(純資産の部)	
投資その他の資産	708,152	株主資本	1,251,164
投資有価証券	52,250	資本金	385,671
関係会社株式	479,183	資本剰余金	375,671
敷金及び保証金	69,760	資本準備金	375,671
繰延税金資産	104,854	利益剰余金	1,073,565
破産更生債権等	53	その他利益剰余金	1,073,565
その他	4,201	繰越利益剰余金	1,073,565
貸倒引当金	△2,150	自己株式	△583,744
資産合計	2,082,946	新株予約権	20,277
		純資産合計	1,271,441
		負債純資産合計	2,082,946

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021 年 10 月 1 日 から)
(2022 年 9 月 30 日 まで)

(単 位 : 千 円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,892,937
売 上 原 価		680,938
売 上 総 利 益		1,211,998
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,326,233
営 業 損 失 (△)		△114,235
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	112	
受 取 手 数 料	351	
業 務 受 託 収 入	1,333	1,809
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,164	
売 上 債 権 売 却 損	12,329	13,494
経 常 損 失 (△)		△125,920
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,500	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	884	2,384
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△128,304
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	845	
法 人 税 等 調 整 額	△23,842	△22,997
当 期 純 損 失 (△)		△105,307

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計				
当 期 首 残 高	385,071	375,071	375,071	1,178,873	1,178,873	△583,744	1,355,271	6,059	1,361,331
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	600	600	600				1,200		1,200
当期純損失 (△)				△105,307	△105,307		△105,307		△105,307
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								14,218	14,218
当期変動額合計	600	600	600	△105,307	△105,307		△104,107	14,218	△89,889
当 期 末 残 高	385,671	375,671	375,671	1,073,565	1,073,565	△583,744	1,251,164	20,277	1,271,441

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

テモナ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田村 知弘 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テモナ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テモナ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

テモナ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村知弘印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大好慧印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テモナ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月21日

テモナ株式会社	監査役会		
常勤監査役（社外監査役）	岡田	理	Ⓜ
監査役（社外監査役）	五十嵐	紀代	Ⓜ
監査役（社外監査役）	高松	悟	Ⓜ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を新設し、あわせて内容が重複する自己株式の取得に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨、及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨を定めること等であります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p>
<p>1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p>	<p>1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
第2章 株式	第2章 株式
<p>第6条～第7条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第7条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	

現行定款	変更案
<p>(单元株式数) 第9条 (条文省略)</p>	<p>(单元株式数) 第8条 (現行どおり)</p>
<p>(单元未満株式についての権利) 第11条 (条文省略)</p>	<p>(单元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程) 第12条 (条文省略)</p>	<p>(株式取扱規程) 第11条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第13条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>	
<p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社には、<u>取締役5名以内を置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社には、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名以内を置く。</u></p> <p>2 当社には、<u>監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程) 第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役に対する報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) 第30条 <u>当会社には、監査役4名以内を置く。</u></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会規程) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役に対する報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 当社の監査役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削 除)
<p>2 補欠により就任した監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役に対する報酬等)</p> <p><u>第38条 監査役に対する報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
(新 設)	<p>第5章 監査等委員会</p>
(新 設)	<p>(常勤の監査等委員) <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議) <u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第44条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(新設)	附則
(新設)	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第14期定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
(新設)	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>2</u> 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	再任 さ がわ はや と 佐川隼人 (1980年1月29日)	2000年8月 平成コンピュータ(株)入社 2007年10月 グローバルデベロッパーズジャパン(株)取締役 2008年6月 ZUTTO(株)取締役 2008年10月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2016年3月 (株)gatz 代表取締役（現任） 2018年12月 一般社団法人日本サブスクリプションビジネス振興会 代表理事（現任）	6,739,680株 (注)9
		(取締役候補者とした理由) 佐川隼人氏は、当社設立時より代表取締役社長を務め、最高経営責任者として取締役会の決議を執行し、会社の事業を統括しております。これまでの豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、当社の経営を牽引することができるかと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る の 株 式 数
2	<div data-bbox="250 409 308 439" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div data-bbox="263 455 462 520" style="text-align: center;"> <small>ほん だ わたる</small> 本 多 渉 (1974年1月8日) </div>	<p>2002年4月 (株)ワークスアプリケーションズ入社 2018年9月 当社入社 2018年10月 当社 執行役員 エンタープライズソリューショングループ グループ長 2020年10月 当社 執行役員 サブスクストア事業本部 本部長 2020年12月 当社 執行役員COO サブスクストア事業本部 本部長 2021年12月 当社 取締役兼執行役員COO (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 本多渉氏は、2018年に入社し、エンタープライズソリューショングループ(現ES事業部)を立ち上げ、現在では最高執行責任者として事業を統括しており、当社の発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たすとともに、今後の当社の持続的成長に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	40,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	<p>再任</p> <p>しげ い たか ゆき 重井孝之 (1982年5月12日)</p>	<p>2008年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>2016年1月 当社入社 財務チーム長</p> <p>2016年7月 当社 経理チーム長</p> <p>2017年10月 当社 執行役員CFO 経営管理グループグループ長</p> <p>2020年10月 当社 執行役員CFO 管理本部 本部長</p> <p>2021年12月 当社 取締役兼執行役員CFO（現任）</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>重井孝之氏は、公認会計士としての会計や税務に関する幅広い知識や経験に加え、現在では最高財務責任者として当社のガバナンス強化を推進するとともに当社の発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、適切な意思決定及び職務執行の監督を果たすとともに、今後の当社の持続的成長に貢献することが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	39,796株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る の 株 式 数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> ないとうしんいちろう 内藤真一郎 (1967年6月13日)	1991年4月(株)リクルート人材センター(現(株)リクルートキャリア)入社 1994年10月(株)日本リモデル入社 1995年12月 ペルソン・アンド・ペルソンエンターテインメント(有)(現(株)ペルソン)設立 取締役 1998年7月(株)アレスト(現(株)ファインドスター) 代表取締役 2009年7月(株)MDK 代表取締役(現任) 2015年9月 スターアセットコンサルティング(株) 代表取締役(現任) 2015年11月(株)ファインドスターグループ 設立 代表取締役(現任) 2016年3月(株)ビジョン取締役(現任) 2018年12月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)ファインドスターグループ 代表取締役 (株)ビジョン 社外取締役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 内藤真一郎氏は、WEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の持続的成長を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断しており、当社の経営に関する忌憚ないご助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	一株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の 株数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <p style="text-align: center;">おぎ わら たけし 荻原 猛 (1973年8月24日)</p>	<p>1998年4月 (有)ブレイン入社 2000年6月 (株)オプト (現(株)デジタルホールディングス) 入社 2006年4月 (株)オプト (現(株)デジタルホールディングス) 執行役員 2010年1月 ソウルドアウト(株) 代表取締役社長 2013年11月 (株)電通デジタル・ネットワークス取締役 2019年3月 ソウルドアウト(株) 代表取締役会長CGO 2022年7月 ソウルドアウト(株) 取締役会長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ソウルドアウト(株) 取締役会長</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 荻原猛氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験などから当社の経営の透明性、客観性の向上に貢献いただけるとともに、当社の持続的成長を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断しており、当社の経営に関する忌憚ないご助言を期待し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>	一株

- (注)
1. 佐川隼人氏は、当社の経営を支配している者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 内藤真一郎氏及び荻原猛氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 内藤真一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、内藤真一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 6. 荻原猛氏が取締役役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
 7. 当社は、内藤真一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
 8. 荻原猛氏が取締役役に就任した場合、同氏を東京証券取引所が定める独立役員とする予定であります。
 9. 佐川隼人氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社gatzが保有する株式数も含んでおります。
 10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年5月に更新予定となっております。本議案でお諮りする候補者全員が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
被保険者の職務の執行につき、保険期間中の被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償等を補填することとしております。
 - ・役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置
被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は補償されないなどの免責事由があります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> おか だ おさむ 岡 田 理 (1954年12月27日)	1979年4月 日立建機(株)入社 2004年10月 同社 営業統括本部サービス事業部長 2010年4月 同社 人材開発センタ長 2012年4月 同社 執行役経営管理本部長 2013年6月 同社 取締役監査委員長 2019年12月 当社監査役(現任)	一株
		(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 岡田理氏は、日立建機株式会社の監査委員長を5年間務められ、経営全般の監視やコーポレート・ガバナンスの強化などに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。	

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 2px;">独立</div> いがらしきよ 五十嵐紀代 (1970年2月15日)	2001年10月 弁護士登録 2001年10月 岡村綜合法律事務所入所 2010年10月 森川法律事務所代表（現任） 2014年12月 (株)東陽テクニカ監査役（現任） 2015年9月 当社監査役（現任） 2020年6月 インフォコム(株)監査役（現任） （重要な兼職の状況） 森川法律事務所 代表 (株)東陽テクニカ 社外監査役 インフォコム(株) 社外監査役 （監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 五十嵐紀代氏は、弁護士としての法律に関する幅広い知識や経験に加え、他社の社外監査役としての豊富な経験及び見識を有しており、独立した立場から監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> いたくらなおこ 板倉奈緒子 (1978年7月13日)	2006年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 2020年2月 板倉公認会計士事務所代表(現任) (重要な兼職の状況) 板倉公認会計士事務所 代表 (監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 板倉奈緒子氏は、公認会計士としての会計や税務に関する幅広い知識や経験を有しております。これらの豊富な経験から、当社の内部統制システムの構築・運用状況の監督や財産の状況に関する監査等を独立した立場から実施していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。	一株

- (注)
1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 岡田理氏は常勤監査等委員候補者であります。
 3. 岡田理氏、五十嵐紀代氏および板倉奈緒子氏の各氏は社外取締役候補者であります。
 4. 第1号議案「定款一部変更の件」ならびに岡田理氏、五十嵐紀代氏および板倉奈緒子氏の各氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額に限定する契約を締結する予定であります。なお、岡田理氏および五十嵐紀代氏は社外監査役として、同様の契約を締結しております。
 5. 当社は、岡田理氏および五十嵐紀代氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が監査等委員である取締役就任した場合は、当社は引き続き独立役員とする予定であります。
 6. 板倉奈緒子氏が監査等委員である取締役就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所が定める独立役員とする予定であります。
 7. 岡田理氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
 8. 五十嵐紀代氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって7年3ヶ月であります。
 9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2023年5月に更新予定となっております。本議案でお諮りする候補者全員が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ・填補の対象となる保険事故の概要
被保険者の職務の執行につき、保険期間中の被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償等を補填することとしております。
 - ・役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は補償されないなどの免責事由があります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年9月15日開催の臨時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、並びに2019年12月20日開催の第11期定時株主総会及び2021年12月22日開催の第13期定時株主総会において業績連動型株式報酬として対象期間合計176,000千円を上限としてそれぞれご承認いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、前述の業績連動型株式報酬とは別枠にて、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額500,000千円以内（内、社外取締役分は10,000千円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

現在の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告18頁に記載のとおりであります。当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮し、基本となる固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬で構成することを基本方針とする予定であります。

本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。加えて、社外役員から構成される評価委員会における審議を経ております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名ありますが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名（内、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

しかるところ、当社は、2019年12月20日開催の第11期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認をいただき、さらに、2021年12月22日開催の第13期定時株主総会において、本制度の内容の一部変更についてご承認いただきまして、現在に至るまで本制度を運用しております。そこで、今般の監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度につき、監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬枠として改めて設定することについてご承認をお願いいたします。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであり、本制度の実質的な内容は2021年12月22日開催の第13期定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であり、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるべきことは監査等委員会設置会社への移行後も変わらないことから、相当であると考えております。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告18頁に記載のとおりであり、本株主総会終結後に決定方針を改めて決定する予定ですが、本議案は、予定している方針に従った内容の報酬を支給するのに必要かつ合理的な内容であるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、現時点において本制度の対象としている取締役の員数は3名であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除いた取締役とします。以下「取締役」とは、かかる取締役をいうものとしします。）は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として監査等委員でない取締役からの退任時です。

①	本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
②	対象期間	2020年9月末日に終了する事業年度から2023年9月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金176百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり107,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として監査等委員でない取締役からの退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は2020年2月19日から2024年2月末日までの約4年間とし、当社は、上記(1)②の対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金176百万円を上限とする金銭を同対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出して信託します(なお、当社は、同対象期間開始日以降現時点までの間に、従前の株主総会にて承認いただいた上限の範囲内の金額を拠出済ですが、本議案を承認いただいた場合には、以降、同対象期間満了までは、金176百万円から既拠出金額を控除した金額を上限として追加で拠出することがあるものとします。)。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法により取得します(なお、既に取得済みですが、必要に応じ追加で取得することがあるものとします。)。取締役は、下記(3)③のとおり監査等委員でない取締役からの退任時に本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から当社株式の交付を受けます。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託しております。

なお、上記(1)②の対象期間満了後も、当社の取締役会の決定により、対象期間を4事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金44百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 当社が拠出する金銭の上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり107,000ポイントを上限とします。

ポイント付与方法等の細目は、上記範囲内で取締役会において決定しますが、長期業績目標等(※)の達成に応じてポイントを付与いたします。

※長期業績目標は営業利益の達成として4段階に分けて設定します。

- I. 営業利益5億円の達成
- II. 営業利益8億円の達成
- III. 営業利益11億円の達成
- IV. 営業利益15億円の達成

なお、上記の営業利益には、取締役、執行役員及び従業員に対し付与したポイントに相当する費用を含みません。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として監査等委員でない取締役からの退任時に、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

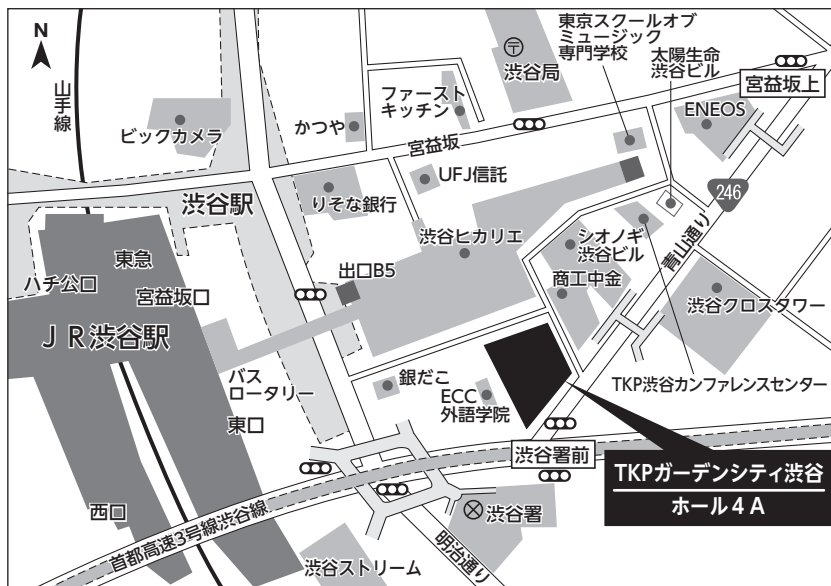
本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

<メ モ 欄>

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 4階
TKPガーデンシティ渋谷 ホール4A
電話番号 03-4577-9253



- 交通
- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
 - 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩2分
 - 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
 - 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。